

第 8 内装制限

政令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）並びに省令第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）、第12条の2（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）、第13条第1項及び第2項（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）及び第26条第5項（避難器具の設置個数の減免）に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの取扱いは、次によること。

- 1 建基法令上、床面からの高さが1.2m以下の部分が除かれているが、消防法令上にあつては、床面から規制の対象範囲となること。
- 2 「室内に面する部分」とは、建基法第2条第4号に規定する居室及び風呂、便所、洗面所、駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室並びに廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分をいう。すなわち屋内のすべての部分をいうものであること。
ただし、収納のために人が出入りする形態を有しない収納庫内及びユニットタイプの浴室内の壁及び天井については、この限りではない。
- 3 室内に面する天井又は壁の一部に木材その他の可燃材料を用いた場合は、原則として内装制限の適用はできないものであること。
- 4 容易に取外しできないような木材その他の可燃材料を用いた棚を壁全面に取付けた場合は、内装制限の適用はできないものであること。